

# 埼玉県立大宮高等学校 部活動に係る活動方針

## ◆ 活動の基本方針

- 本校は、「勉強と部活動等の両立の実践と自主自律の精神の涵養により、高い志と強い使命感を持ったトップリーダーを育成する学校」を目指している。このことを踏まえ、計画的でかつ合理的・効率的・効果的な部活動を実施し、目指す学校像の実現を図る。
- 成長期にある生徒が、運動、食事、休養及び睡眠のバランスのとれた生活を送ることができるようにすること、及び顧問である教職員の負担を軽減することを踏まえ、活動する。

## ◆ 指導体制の整備について

- 各顧問は、年間・月間の活動計画（活動日、休養日、合宿、参加予定大会・コンクール等の日程等を含む）及び月間の活動実績を作成し、管理職に提出する。作成した活動計画は、生徒及び保護者に公表する。
- 各部とも複数顧問制による指導体制を整えとともに、部活動指導員等外部指導者を積極的に活用する。
- 管理職は、活動計画及び活動実績の確認、必要に応じて部活動の視察や顧問との面談等により、各部の活動内容を把握する。

## ◆ 具体的な活動の進め方について

- スポーツ科学に基づく効率的・効果的で安全な練習メニューを作成し、生徒が自主的かつ自発的に活動できるよう、校内研修の開催や、校外で実施される研修会・講習会等への積極的な参加を推進する。
- 用具や施設・設備の点検を定期的実施するとともに、通常の活動場所以外での活動も含めた事故の防止に努める。
- 体罰やハラスメントの根絶を目指し、職員研修を実施する。
- 部活動顧問会を設置し、定期的に情報交換を行う。
- 教職員全員が参加する心肺蘇生法やAED使用等の研修を実施する。
- 部活動費用（部費等）を徴収する際は、管理職の指導の下、保護者の理解を得るとともに、会計報告を行う。

## ◆ 適切な休養日等の設定について

- 学期中は、原則として週2日以上（平日1日以上かつ土日いずれか1日以上）の休養日を設ける。A週、B週の差は設けない。なお、週末に大会・コンクール等への参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。
- 長期休業中は、学期中の休養日の設定に準じる。その際、連続する休養日が設定できるよう練習計画を工夫する。
- 1日の全体活動の時間は、平日は2時間程度、休業日は3時間程度とする。
- 定期考査1週間前及び定期考査期間中の活動は、顧問の特別な申し出がある場合を除き停止する。
- 参加する大会・コンクール等を精査し、生徒及び顧問の負担軽減を図る。
- 休養日の設定については、大会日程等でやむを得ない場合、年間を見通した活動計画を工夫する。

## 【埼玉県立大宮高等学校 部活動に係る活動方針 申し合わせ事項】

- 部活動は「学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等に資するものであり、学校教育の一環であること」を十分認識し、生徒理解に努める。
- 「最小時間で最大効率」を心がけ、練習の効率化を図り「大宮高校」のオリジナルな練習方法を構築するように顧問・生徒が創意工夫する。
- 活動は、原則として顧問の指導・監督の下行う。顧問がやむを得ず活動場所を離れる場合は、安全に配慮した活動内容とするとともに、事故防止に細心の注意を払うよう生徒に指示する。
- WGBT指数が31以上になった場合、部活動の中止を検討する。やむを得ず活動を継続する場合は、活動場所や活動内容を工夫する。その他、落雷等気象状況に留意して活動する。
- 以下の活動は、全体での活動に含まない。
  - ・ 個人の活動
  - ・ 各グループ・パートの活動
  - ・ 自主的な活動
  - ・ 個人でできる準備体操・整理体操
  - ・ 個別の意見交換・ミーティング
  - ・ 準備・後片付け・清掃・活動場所の整備
- 例えば「前半の2時間がAチームの練習試合、後半の2時間がBチームの練習試合」等、部員を分割して活動することは可とする。但し、両方で活動する部員がいてはいけない。
- 活動の終了は、夏季・冬季にかかわらず午後7時、完全下校は午後7時30分とする。なお、それ以降の時間帯における「個人練習」「自主練習」等と称する活動は認めない。このことについては、年度当初に保護者にも周知し、一年間の活動を通して「部活動終了時間とその後の校門を出る時間」を厳守する。各顧問は、最後まで練習に立ち会い午後7時30分の完全下校を促す。
- 延長して活動を行う場合には全職員に周知し、必ず部員保護者の了承を得る。
- 学校外で練習をする場合等に、活動終了時間を曖昧にしない。
- 練習試合等の際、1日の全体活動時間を越える場合が発生するのはやむを得ないが、その分は前後の活動で調整する。
- 大会日程等はやむを得ず年間を見通した活動計画を工夫する場合、年間52週と考え、平日及び週休日それぞれ52日以上 of 休養日を設定する。その際、生徒・保護者、教職員、関係機関等にその理由を十分に説明できるようにしておく。なお、その場合でも、特定の期間内で休養日の間隔が開きすぎることのないよう留意する。
- 毎月21日（21日が休業日の場合には前直近の課業日）はふれあいデーとし、勤務時間終了に合わせ活動の終了時刻を繰り上げる。大会直前等で活動終了時刻の繰り上げが困難な場合は、別の日に振り替える。
- 新型コロナウイルスをはじめとする感染症対策を講じ、感染予防に努めた活動を計画・実施する。

- ・ 平成31年2月13日 作成
- ・ 令和2年3月23日 改正（申し合わせ事項）
- ・ 令和3年3月23日 改正（申し合わせ事項）